

令和8年度 名古屋市国民健康保険料 概算早見表

- この早見表は「**概算**」の保険料です。実際の保険料とは異なる場合があります。
 - 実際の金額は「国民健康保険料納入通知書」の額です。参考としての金額となることを予めご了承ください。
 - 保険料率などは年度ごとに決まりますので、試算したい年度が異なる場合は、ある程度の目安としてご利用ください。
- 表記の「ひと月あたりの保険料額」と実際に支払う1期分の保険料額は異なります。
 - 国民健康保険料は、加入月数分の保険料を、加入の届出の翌月から3月までの納期に分けてお支払いいただきます。
 - また、各期の支払い額は加入手続きを行った時期によって異なります。
- 早見表の金額は「**所得基準による減額**」・「**独自控除**」・「**減免**」が適用されていない金額です。
 - 所得が一定の金額以下の場合、表記の金額から減額となる可能性があります。
 - また、税制上の扶養家族がいる場合や障害者・寡婦・ひとり親控除の対象者は「所得割額の独自控除」の適用を受けられる場合があります。
 - 詳しくは名古屋市公式ウェブサイトにおける国民健康保険の保険料のページから「保険料を軽減する制度」をご覧ください。
- この早見表は、**1人世帯の場合**です。
 - 複数の人が加入する場合はこの早見表では対応しておりませんので、別途試算サイトをご利用ください。

	0～17歳	40～64歳	左記以外 (18～39歳または 65歳以上)		0～17歳	40～64歳	左記以外 (18～39歳または 65歳以上)
介護分	なし	あり	なし	子ども分 均等割額	なし	あり	あり

令和7年中所得	年間保険料額			ひと月あたりの保険料額		
	0～17歳 (※未就学児 33,180円)	40～64歳	左記以外 (18～39歳 または 65歳以上)	0～17歳 (※未就学児 2,765円)	40～64歳	左記以外 (18～39歳 または 65歳以上)
0円	66,370円	84,350円	68,230円	5,531円	7,030円	5,686円
500,000円	74,540円	94,150円	76,400円	6,212円	7,846円	6,367円
1,000,000円	132,890円	164,200円	134,750円	11,075円	13,684円	11,230円
1,500,000円	191,240円	234,250円	193,100円	15,937円	19,521円	16,092円
2,000,000円	249,590円	304,300円	251,450円	20,800円	25,359円	20,955円
2,500,000円	307,940円	374,350円	309,800円	25,662円	31,196円	25,817円
3,000,000円	366,290円	444,400円	368,150円	30,525円	37,034円	30,680円
3,500,000円	424,640円	514,450円	426,500円	35,387円	42,871円	35,542円
4,000,000円	482,990円	584,500円	484,850円	40,250円	48,709円	40,405円
4,500,000円	541,340円	654,550円	543,200円	45,112円	54,546円	45,267円
5,000,000円	599,690円	724,600円	601,550円	49,975円	60,384円	50,130円
5,500,000円	658,040円	794,650円	659,900円	54,837円	66,221円	54,992円
6,000,000円	716,390円	864,700円	718,250円	59,700円	72,059円	59,855円
7,000,000円	833,090円	1,004,800円	834,950円	69,425円	83,734円	69,580円
8,000,000円	900,770円	1,072,630円	902,630円	75,065円	89,386円	75,220円
9,000,000円	929,170円	1,101,030円	931,030円	77,431円	91,753円	77,586円
10,000,000円	954,880円	1,126,740円	956,740円	79,574円	93,895円	79,729円
11,000,000円	957,480円	1,129,340円	959,340円	79,790円	94,112円	79,945円
12,000,000円	960,000円	1,130,000円	960,000円	80,000円	94,167円	80,000円
以降は限度額	960,000円	1,130,000円	960,000円	80,000円	94,167円	80,000円

- 所得について
- ・前年中のすべての所得（退職所得を除く。）を合計した金額で、地方税法における「総所得金額等」をもとに計算します。
 - ・給与の場合は、「給与所得控除後の金額」（給与収入－給与所得控除額）が所得です。
 - ・年金の場合は、「公的年金等の雑所得」（公的年金等収入額－公的年金等控除額）が所得です。非課税年金（遺族年金・障害年金）は年金所得に含みません。
 - ・分離課税される譲渡所得や配当所得も含まれます。
- なお、地方税法における総所得金額等とは以下の点が異なります。
- ・特別控除が適用されている土地・建物等の譲渡所得は、特別控除後の金額です。
 - ・雑損失の繰越控除については損失の繰越控除を行いません（純損失の繰越控除は行います）。
 - ・「会社都合等で退職した人を対象とした保険料軽減制度」に該当した場合は、給与所得金額を100分の30として計算します。

※40歳～64歳までの人は、介護分の保険料が賦課されます。年度途中で40歳になる人はその月から介護分がかかるようになり、65歳になる人はその月から介護分がかからなくなります。（法律上では、誕生日の前日に年齢があがります。）
 ※未就学児（小学校入学前の子ども）の場合は、均等割額が5割減額されます。
 ※合計所得金額が2,400万円以下である場合を想定しているため、基礎控除額は一律430,000円としています。
 合計所得金額が2,400万円を超える場合、基礎控除額が変動する可能性があります。
 ※0歳～17歳までの人は、子ども分の均等割額が全額減額されます。（所得割額は賦課されます。）
 また、18歳以上の人には、子ども分18歳以上均等割額も賦課されます。（18歳の判定は前年度末時点で行います。）

■最高限度額について

保険料には最高限度額が定められており、1年間の保険料は次の金額が上限です。

【令和8年度 国民健康保険料 賦課限度額】	
○医療分	670,000円
○支援金分	260,000円
○介護分	170,000円
○子ども分	30,000円

限度額は、年度によって異なる場合があります。

■名古屋市国民健康保険料の試算サイトについて

より詳細な試算については右の二次元コードから名古屋市国民健康保険料の試算サイトがご利用いただけます。試算にあたっては注意事項をご確認ください。

